

日田市教委規則第1号

日田市B&G海洋センターの管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年1月27日

日田市教育委員会 教育長 江 嶋 久 典

日田市B&G海洋センターの管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

日田市B&G海洋センターの管理に関する条例施行規則（平成17年教委規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>(利用申請)</p> <p>第2条 条例第8条第1項の利用許可を受けようとする者（以下「利用者」という。）は、日田市B&G海洋センター利用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を利用日の前日までに<u>指定管理者</u>に提出しなければならない。ただし、<u>指定管理者</u>が<u>適当と認める</u>場合は、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>(利用許可)</p>	<p>(利用申請)</p> <p>第2条 条例第5条第1項の利用許可を受けようとする者（以下「利用者」という。）は、日田市B&G海洋センター利用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を利用日の前日までに<u>教育委員会</u>に提出しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>が<u>適当と認める</u>場合は、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>(利用許可)</p>

第3条 指定管理者は、申請書を審査し適当と認めるときは、利用者に対して日田市B&G海洋センター利用許可証（様式第2号。以下「利用許可証」という。）を交付するものとする。

2 略

（利用料金の減免）

第4条 条例第16条の規定による利用料金の減額又は免除（以下「利用料金の減免」という。）をできる場合及び利用料金の減免の率は、別表第1に定めるとおりとする。

（利用料金の還付）

第5条 条例第17条ただし書の規定による既納の利用料金を還付する場合の率は、別表第2に定めるとおりとする。

第3条 教育委員会は、申請書を審査し適当と認めるときは、利用者に対して日田市B&G海洋センター利用許可証（様式第2号。以下「利用許可証」という。）を交付するものとする。

2 略

（使用料の減免）

第4条 条例第13条の規定による使用料の減額又は免除（以下「使用料の減免」という。）をできる場合及び使用料の減免の率は、別表第1に定めるとおりとする。

（使用料の還付）

第5条 条例第14条ただし書の規定による既納の使用料を還付する場合の率は、別表第2に定めるとおりとする。

（準用）

第7条 条例第15条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第2条及び第3条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

2 条例第15条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第4条（見出しを含む。）、第5条（見出しを含む。）及び別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(委任)

第7条 略

別表第1 (第4条関係)

略

備考

1 略

2 減免の対象としない施設（条例第16条第1号及び第2号に規定する減免理由に該当する場合を除く。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 常設電灯以外の電気施設 (2) その他利用料金を徴収することとされている施設

3 略

別表第2 (第5条関係)

既納の <u>利用料金</u> を還付することができる場合	還付の率	備考
-------------------------------	------	----

略

(委任)

第8条 略

別表第1 (第4条関係)

略

備考

1 略

2 減免の対象としない施設（条例第13条第1号及び第2号に規定する減免理由に該当する場合を除く。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 常設電灯以外の電気施設 (2) その他使用料を徴収することとされている施設

3 略

別表第2 (第5条関係)

既納の <u>使用料</u> を還付することができる場合	還付の率	備考
------------------------------	------	----

略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。